

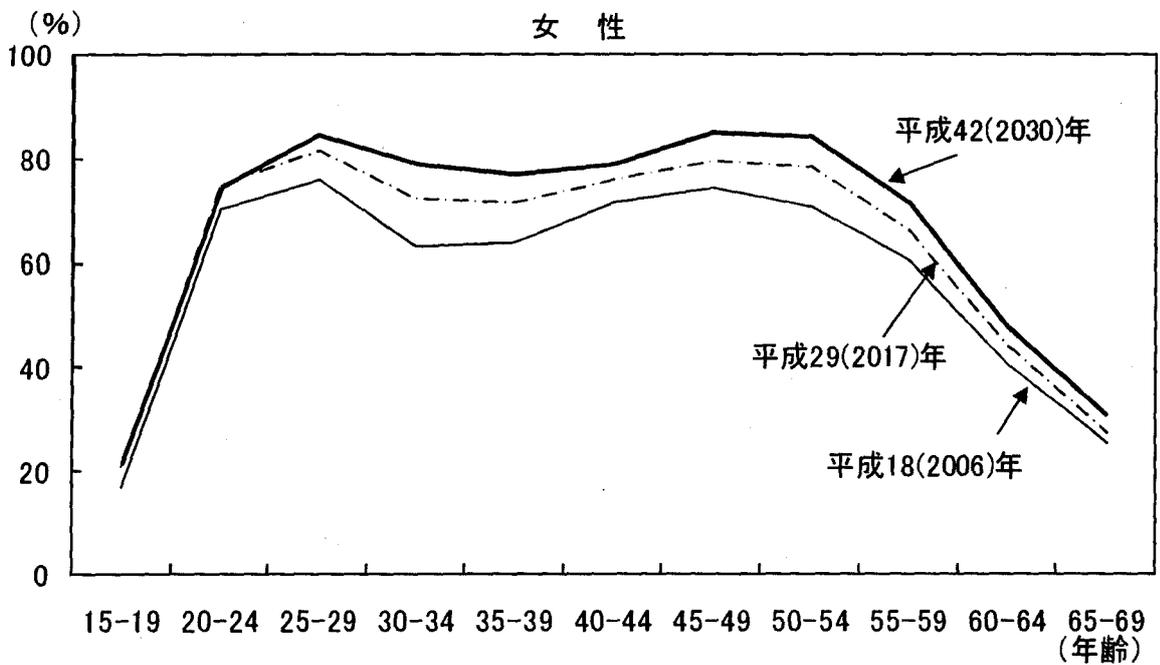
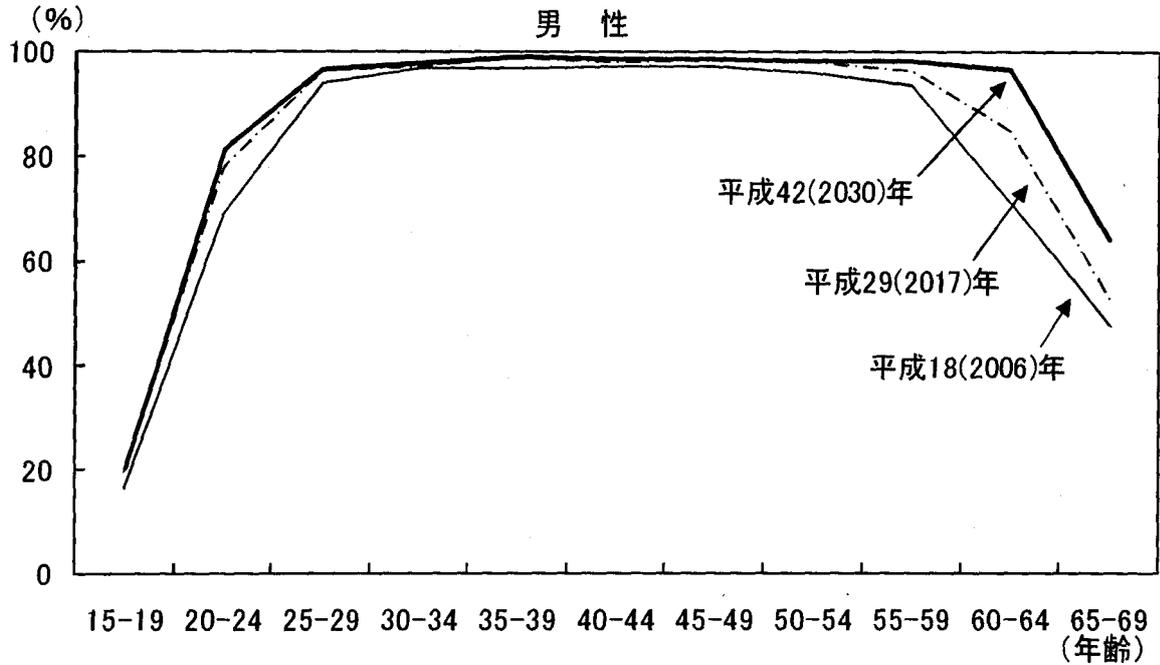
## 委員より要求のあった資料

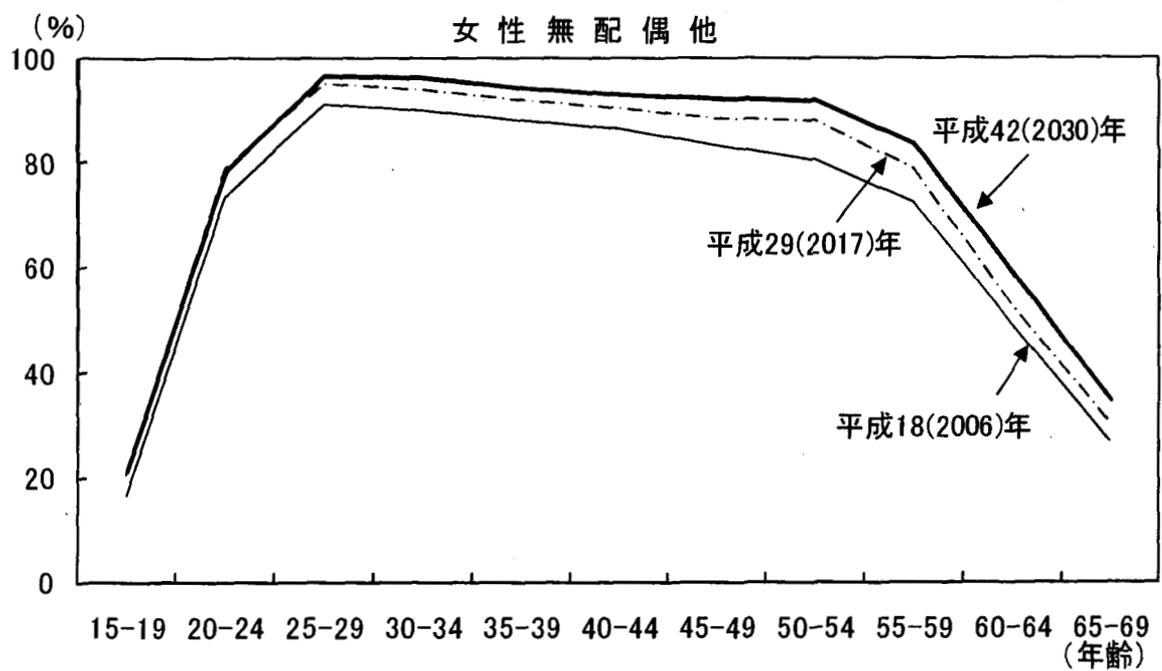
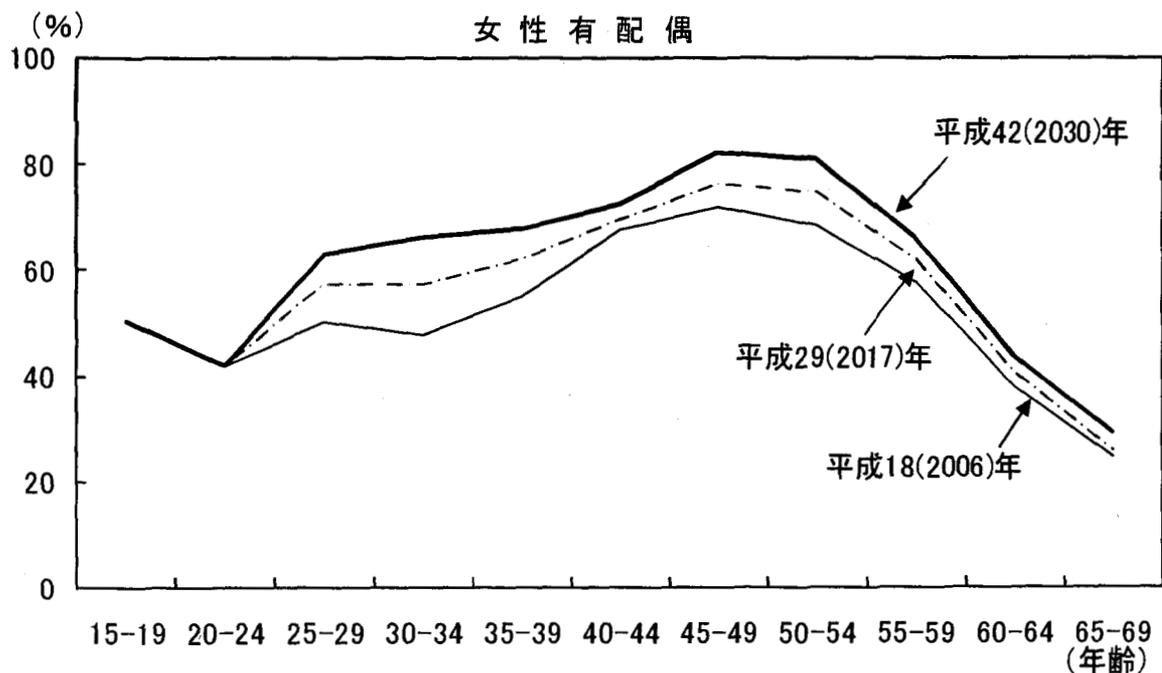
〈厚生年金保険・国民年金〉

1. 労働力率の見通し・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
  
2. 国民年金（第1号被保険者）の保険料未納者  
の増加による財政影響・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

# 1. 労働力率の見通し

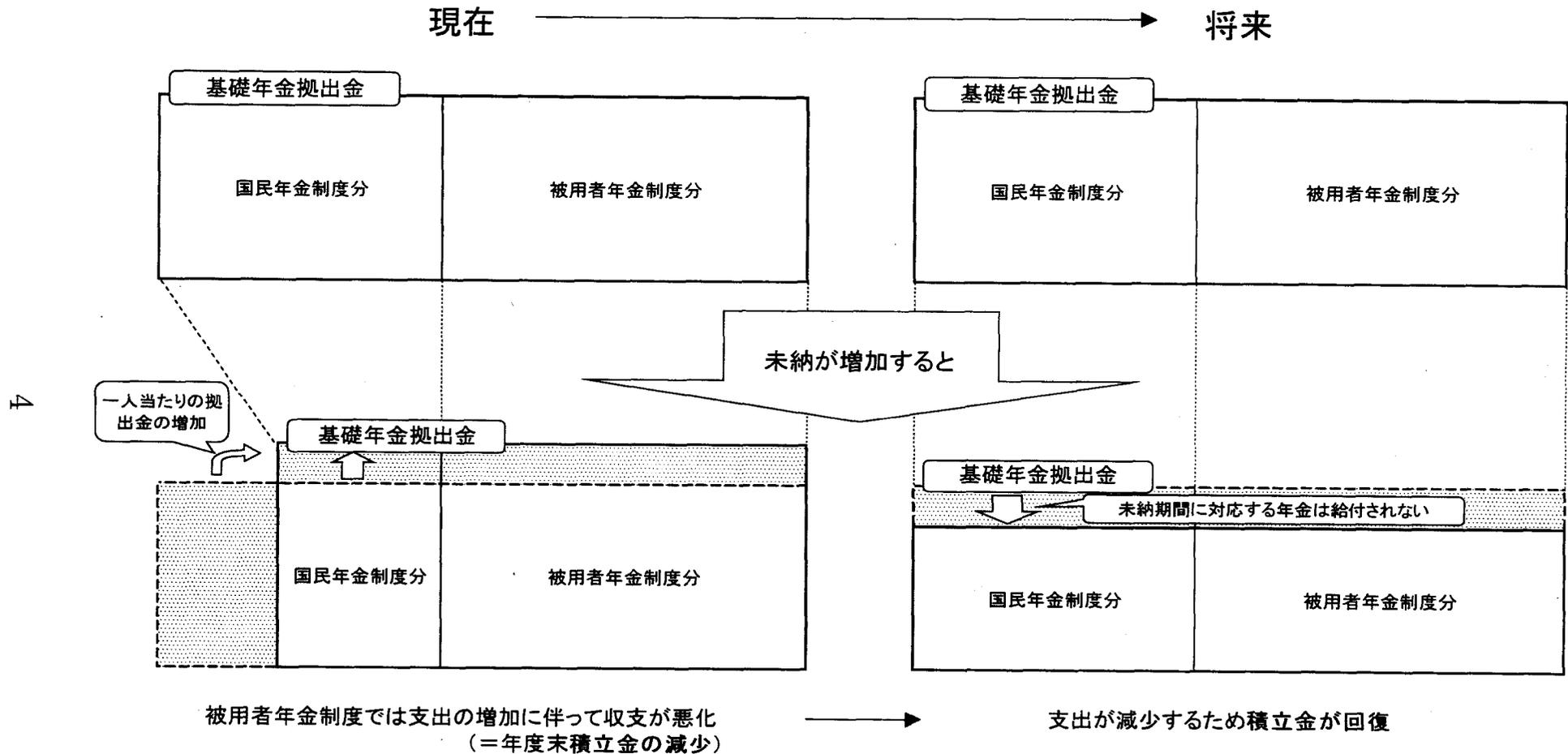
「労働力需給の推計（平成20年3月、(独)労働政策研究・研修機構）」の  
「労働市場への参加が進むケース」





性・年齢		年	実績		推計	
			平成18年 (2006)	平成24年 (2012)	平成29年 (2017)	平成42年 (2030)
男	性	15～19歳	16.4	18.4	19.4	20.0
		20～24歳	69.1	74.8	77.8	81.3
		25～29歳	93.9	95.7	96.3	96.6
		30～34歳	96.5	97.0	97.2	97.5
		35～39歳	96.7	98.2	98.7	98.9
		40～44歳	97.0	97.5	98.0	98.4
		45～49歳	96.9	97.9	98.2	98.4
		50～54歳	95.7	97.3	97.8	98.2
		55～59歳	93.2	95.1	96.3	97.9
女	性	60～64歳	70.9	77.6	84.8	96.6
		65～69歳	47.6	51.0	52.5	63.9
		15～19歳	16.6	19.2	20.6	21.4
		20～24歳	70.1	73.5	74.8	74.2
		25～29歳	75.7	79.4	81.2	84.5
		30～34歳	62.8	68.7	72.1	78.7
		35～39歳	63.6	67.9	71.2	76.6
		40～44歳	71.4	74.0	75.4	78.8
		45～49歳	74.0	77.1	79.2	84.8
女性 有配偶	性	50～54歳	70.5	74.8	77.8	84.1
		55～59歳	60.3	63.3	65.9	71.1
		60～64歳	40.2	41.8	43.7	47.9
		65～69歳	25.1	26.0	27.2	30.8
		15～19歳	50.0	50.0	50.0	50.0
		20～24歳	41.7	41.7	41.7	41.7
		25～29歳	50.3	54.6	57.1	62.7
		30～34歳	47.7	53.5	57.2	65.8
		35～39歳	55.1	58.2	61.8	67.5
女性 無配偶	性	40～44歳	67.7	68.7	69.5	72.5
		45～49歳	72.1	74.4	76.1	81.9
		50～54歳	68.5	71.9	74.5	80.9
		55～59歳	57.5	60.2	61.9	66.0
		60～64歳	37.7	38.9	40.6	43.4
		65～69歳	24.5	24.5	25.8	28.9
		15～19歳	16.3	19.0	20.3	21.2
		20～24歳	73.2	77.4	78.8	78.1
		25～29歳	91.2	94.0	95.1	96.5
女性 他	性	30～34歳	90.1	92.3	94.0	96.1
		35～39歳	88.0	90.2	91.9	94.2
		40～44歳	86.3	88.5	90.3	92.8
		45～49歳	83.1	86.1	88.3	92.2
		50～54歳	80.6	85.0	88.0	91.7
		55～59歳	72.3	73.8	78.6	83.5
		60～64歳	48.9	50.6	52.7	58.7
		65～69歳	26.7	29.5	30.4	34.6

## 2. 国民年金(第1号被保険者)の保険料未納者の増加による財政影響

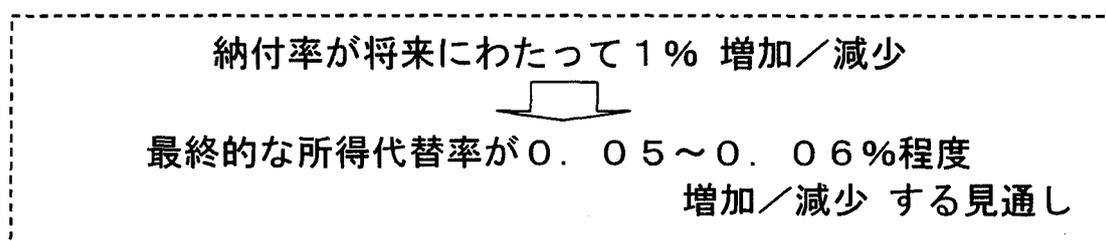


したがって、未納による財政影響は限定的である。

(出典) 社会保障審議会年金部会(第6回、平成19年11月21日)参考資料

**将来にわたる国民年金保険料納付率の変化が  
最終的な所得代替率に及ぼす影響の試算  
(平成21年財政検証に基づいた試算)**

平成21年財政検証（基本ケース、国民年金保険料納付率の前提80%）に基づいて、国民年金第1号被保険者の納付率が、財政検証における財政均衡期間である2105年度までに渡って、その全ての期間で増加もしくは減少した場合に、それが最終的な所得代替率に与える影響は、以下の通り。



なお、この試算結果を用いることにより、将来にわたって納付率の水準が75%、70%、65%および60%となった場合に、それが最終的な所得代替率に与える影響を推計すれば、以下の通りとなる。

将来にわたる 第1号被保険者の納付率	最終的な所得代替率に 与える影響	最終的な所得代替率
80%(基本ケース)	-	50.1%
75%(▲5%)	0.25～0.3%程度減少	49.8～49.85%程度
70%(▲10%)	0.5～0.6%程度減少	49.5～49.6%程度
65%(▲15%)	0.75～0.9%程度減少	49.2～49.35%程度
60%(▲20%)	1.0～1.2%程度減少	48.9～49.1%程度

※ 次の財政検証の予定時期である平成26(2014)年度における所得代替率は、基本ケースで60.1%となる見込みであるが、この推計値は、将来にわたる納付率が変化した場合でも、60.1%から変化しない。

(注1) 国民年金の被保険者(1号、2号および3号)全体から見れば、保険料未納者は数%程度であり、上記試算のどのケースにおいても、被保険者全体の9割以上の者は保険料を納めているか、免除・猶予制度の対象となっている。

(注2) 平成16年の国民年金法等の一部を改正する法律の附則第二条第二項に「政府は、(中略)国民年金事業に関する財政の現況及び見通し又は(中略)厚生年金保険事業に関する財政の現況及び見通しの作成に当たり、次の財政の現況及び見通しが作成されるまでの間に前項に規定する比率(所得代替率を指す)が百分の五十を下回るが見込まれる場合には、同項の規定の趣旨にのっとり、(中略)調整期間の終了について検討を行い、その結果に基づいて調整期間の終了その他の措置を講ずるものとする。」とあるように、給付水準調整の終了その他の措置を講ずるとともに、給付及び負担の在り方について検討を行い、所要の措置を講ずる必要があるのは、法律上は次の財政検証が行われるまで(通常は5年後)に所得代替率が50%を下回る場合である。